

計画の趣旨

東松山市環境基本計画は、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第8条に基づき、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための基本的な考え方や取組の方針を総合的かつ計画的に推進することを定めたものです。

第2次計画の期間中に取り組んだ環境施策の成果と課題を踏まえつつ、世界規模の環境課題解消に向けた取組と、さらには生活公害などの身近な課題の多様化などへの対応を踏まえ、第3次東松山市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、市民にとって暮らしやすい東松山市を目指すとともに、一人一人が地域環境と地球環境の保全を考える、持続可能な社会を構築することを目指す指針といたします。

計画の位置づけ

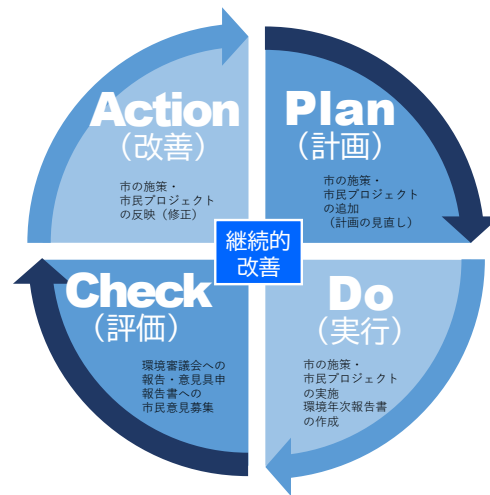
本計画は、東松山市ごみ処理基本計画や東松山市みどりの基本計画、東松山市都市計画マスタープランなど他分野の行政計画と連携・補完しつつ、本市の最上位計画である第五次東松山市総合計画を具体化する個別計画として位置づけます。また、新たに策定する東松山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包し、本計画の部門別計画として位置づけます。

計画期間

2021年度から2030年度まで
※中間年度を目標として見直しを行います。

計画の推進

推進体制：行政、市民及び事業者によって、市民の環境に対する関心の向上及び環境事業への参加を促します。
進捗管理：PDCAサイクルに基づき、毎年度作成する「環境年次報告書」などでチェックし、環境保全活動団体等からの意見を踏まえた計画の推進・改善を行います。



本計画とSDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市においても個別事業実施段階において、SDGsの考え方を導入してまいります。



第3次東松山市環境基本計画

—概要版—

2021.4発行

発行：東松山市環境産業部環境政策課

TEL：0493-63-5006 FAX：0493-23-7700

E-mail：KANKYOSEISAKUKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

第3次 東松山市 環境基本計画

概要版



第3次東松山市環境基本計画の概要

基本理念

人と自然が輝く笑顔あふれるまちづくり

環境目標Ⅰ

脱炭素に向けた暮らしを推進するまち



基本施策

Ⅰ-① 脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進

温室効果ガスを生み出す化石燃料（石油や石炭、天然ガス等）由来のエネルギーの消費抑制と高効率化を徹底し、二酸化炭素削減に取り組むまちづくりを推進します。また、エコタウンプロジェクトで推進してきた、創・省・蓄エネの取組をさらに進め、脱炭素社会の実現を目指します。



Ⅰ-② 再生可能エネルギーの推進

温室効果ガスの削減につながる再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、市民の暮らしに根付いた利活用を目指します。

成果指標

市内における二酸化炭素排出量を減らす



環境目標Ⅱ

廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち



基本施策

Ⅱ-① ごみの減量化の推進

消費行動の工夫、食品ロスの削減などの「もったいない！」運動の推進、生ごみ処理容器の推進により、ごみの発生削減（リデュース）に貢献する取組を進めます。

Ⅱ-② リユースの促進とごみの再資源化の推進

発生したごみの分別を徹底し、再利用（リユース）と再資源化（リサイクル）を推進します。

Ⅱ-③ プラスチックごみの削減

マイバッグ・紙製品の利用促進による、ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減、プラスチックごみの適正処理を継続します。

成果指標

市民一人1日当たりのごみ排出量を減らす



環境目標Ⅲ

生き物、自然と共生するまち



基本施策

Ⅲ-① 身近な生物多様性の理解と保全

市内の豊かな自然を守り、そこに生息する多様な生き物とそれらの生態系ネットワークを保全します。生物多様性の理解を深め、その保全に取り組める方法や人材を育成します。

Ⅲ-② 地域ぐるみの水辺環境の保全

市内に分布する河川、池、沼、谷津、水田などの水辺環境について、地域ぐるみで保全活動を継続・拡大し、愛着のある水辺環境につなげます。

成果指標

河川水質の環境基準（BOD：生物化学的酸素要求量）達成率を増やす



環境目標Ⅳ

安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち



基本施策

Ⅳ-① 公害防止と適正指導

適正指導により典型7公害を未然に防ぎます。また、生活公害に対する理解への普及啓発を行い、快適で安心して暮らせる生活環境を整備します。

Ⅳ-② 不法投棄対策の推進

関係機関との連携により、不法投棄の監視を継続するとともに、パトロールの実施など、不法投棄されない環境づくりの整備を図ります。

Ⅳ-③ 良好な景観と生活環境の保全

土地の適切な管理や地域猫活動を進め、そこで暮らす人々が快適に安心して暮らせる環境を作ります。生け垣や色彩への配慮、周辺環境への影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制など、良好な景観を保全します。

成果指標

環境に関する苦情件数を減らす



環境目標Ⅴ

市民・地域のチカラが発揮される協働のまち



基本施策

Ⅴ-① 情報発信の充実

環境に関する情報や地域の情報を見やすくわかりやすい表現で発信します。また、市民が入手しやすいかたちで情報を得られるように、多様な発信方法を工夫します。

Ⅴ-② 環境学習の推進

子どもたちから高齢者まで、多様化する環境の問題やその解消方法について、市内の教育機関と連携を図り、学ぶ機会を増やします。

Ⅴ-③ パートナーシップの構築

市民団体や事業者が行う環境まちづくり活動の拡大に努め、多くの市民が参加しやすい仕組みづくりとともに、市や各主体との協働により活動のさらなる発展に取り組めます。

成果指標

地域の活動に参加している市民の割合を増やす（市民意識調査）

